

千葉市市民参加及び協働に関する条例の改正案の基本的な考え方について

1 条例改正の背景

「千葉市市民参加及び協働に関する条例（以下、現行条例といいます。）」は、市民参加及び協働の推進を図り、市民主体の活力あるまちづくりに資することを目的として平成20年に施行されました。現行条例に基づき市民参加と協働を推進した結果、一部の市民が公共の活動に強い主体性を持つようになってきましたが、ここに規定されている市民参加と協働は、いずれも市民主体とまでは至っていない状況です。

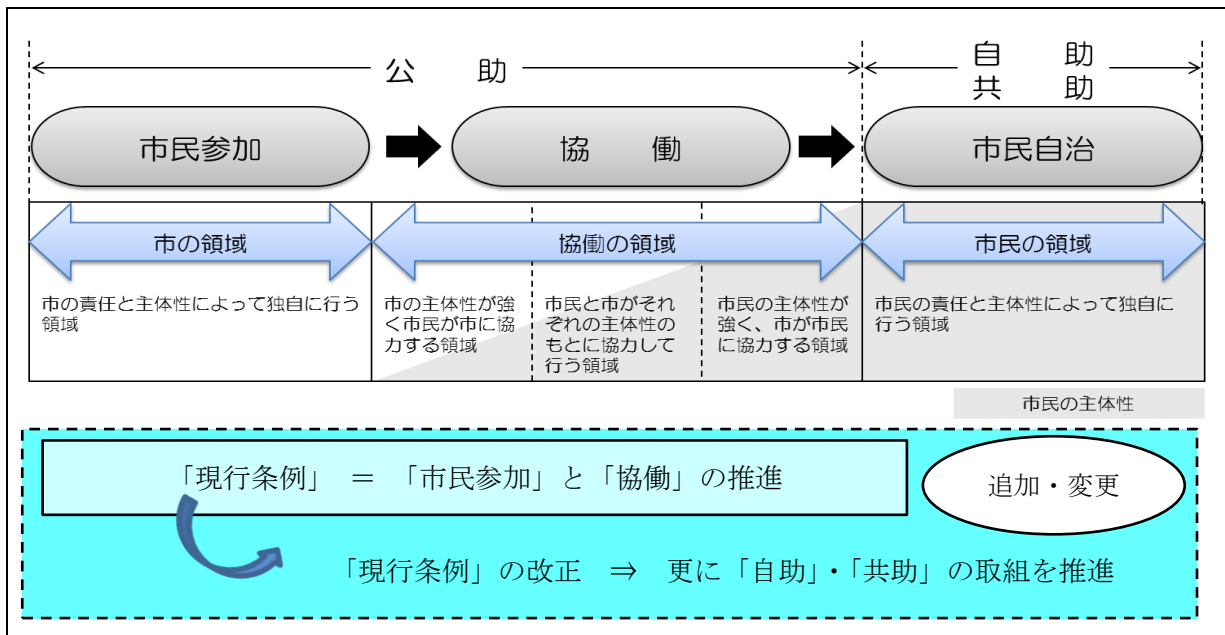
また、市民ニーズが多様化・複雑化したことに加え、厳しい財政状況に直面しており、行政のみが公共サービスを担い続けることは質的にも量的にも限界があるため、「市民一人ひとりから始まるまちづくり」への転換を進める必要があると考えられます。

こうした背景の中、平成28年10月7日付けの千葉市市民参加協働推進会議からの答申を受け、その内容を反映し、条例の改正を行うものです。

2 条例改正の理由・目的

- (1) 地域が抱える課題が複雑化・多様化し、地域ごとにニーズや課題解決の優先順位が異なるため、市民が地域について主体的に考え、各々の地域に合ったまちづくりに取り組む必要があります。前述のとおり現行条例では市民参加と協働について規定していますが、いずれも行政主導であり市民が主体とまでは至っていないため、新たに市民が主体となってまちづくりに取り組む「市民自治」について規定します。
- (2) 本市では、魅力的で活力あるまちづくりのため、新基本計画に掲げる「市民一人ひとりから始まるまちづくり」を進めていくこととしています。そのため、市民のまちを良くするためのすべての行動に明確な根拠を与え、既にまちづくりに取り組んでいる市民の活動の拠り所とするとともに、まだ取り組んでいない市民に対し、活動を促す根拠としたいと考えています。
- (3) 地域が抱える課題を市民自身が発見・認識し、自ら行動して課題を解決していくといった「まちづくりの基本的な考え方」を市民と行政がともに再認識し、相互の役割（市民＝主体、行政＝支援・補完）を認識しつつ、連携してまちづくりを進める必要があると考えます。

【市民参加と協働、市民自治の捉え方】



3 改正案の概要

今回の改正にあたり、新設や変更する条文案についての概要は以下のとおりです。

条例の趣旨

地方分権の進展による自治の拡充と公共の領域を担う多様な主体の活動の拡大を背景として、市は市民参加と協働の推進を図り、市民主体の活力あるまちづくりの実現を目指してきました。その結果、市民は豊かな知識や社会経験を生かし、個人では解決できない、社会の課題の解決に向けて主体性を発揮するようになりました。

また、社会経済情勢の変化とともに、人々の価値観や生活様式も変化し、市民の需要が多様化する中で、社会の課題は引き続き増大しており、市にとって、すべての市民が満足する行政サービスを提供することは難しくなっています。

このような状況で、一人一人が誇りと愛着を持ち、幸せを感じられ、安全安心に住み続けられ、人のつながりを感じられる「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現するためには、そこに暮らす市民の主体性をさらに高め、地域の実情に合ったまちづくりをすることが重要です。

そのため、市民相互又は市民と市が手を取り合って、市民自治を継続的に推進する必要があります。つまり、すべての市民一人一人が自らをまちづくりの出発点であると考え、地域や市政に関心を持ち、地域の課題を「ジブンゴト」として捉え、ほどよい「おせっかいの精神」で協力し、課題解決に向けて主体的に取り組んでいくことが求められています。また、市には市民の想いや取組を尊重し、自らの責務を果たしていくことが求められています。

そこで、千葉市は、代表民主制を基本とする地方自治制度の下、市民参加や協働に加え、市民が主体となって地域の実情に合ったまちづくりに取り組み、「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現するため、この条例を制定します。

第1条（目的）

この条例の目的を規定します。現行の規定では市民参加と協働の推進を図るとされていますが、そこに市民自治を加えて市民が主体となって地域の実情に合ったまちづくりに取り組み、「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現することを目指します。

第2条（定義）

この条例で使用する言葉の定義を行います。現行の規定に加えて「市民」、「市民等」、「まちづくり」、「市民自治」、「町内自治会」、「市民活動団体」、「地域運営委員会」、「事業者」を以下のように定義します。また、現行の規定で使われている「実施機関」を「市長等」へ改めます。

- (1) 市民 市内に住む個人をいいます。
- (2) 市民等 市民と市内で働く又は学ぶ個人、市内の町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会、事業者その他の団体をいいます。
- (3) まちづくり 社会の課題解決を図り、より住みやすい社会を形成することをいいます。
- (4) 市民自治 市民が自ら考え、決定し、地域の実情に合ったまちづくりに取り組むことをいいます。
- (5) 町内自治会 一定の地域に住む市民によって構成された自分たちの地域をより良くするために活動する団体をいいます。
- (6) 市民活動団体 営利を目的とせず、まちをより良くするために自主的に活動する特定非営利活動法人等の団体をいいます。
- (7) 地域運営委員会 小学校区から中学校区の広さの地域で活動する地域住民の助けあい・支えあいにより、持続可能な地域運営を進めることを目的とする町内自治会をはじめとする様々な団体で構成された組織をいいます。
- (8) 事業者 市内に事務所又は事業所がある法人その他の団体や個人をいいます（町内自治会、市民活動団体と地域運営委員会を除く。）。

第3条（まちづくりの基本理念）

「将来に引き継ぎたいと思えるまち」の実現に向けたまちづくりの基本理念を規定します。市民が主体であることを基本とし、これまでの市民参加や協働に加えて、新たに市民自治について規定します。

第4条（市民の役割）

市民自治の主体である市民の役割を規定します。現行では、市民は市政に関心を持ち、公共の課題解決に主体的に取り組むよう努めることなどが規定されていますが、新たに地域と緩やかにつながりを持つとともに、町内自治会や市民活動団体その他の団体によるまちづくりの重要性を理解し、協力するよう努めることなどを加えます。

第5条（町内自治会の役割）

町内自治会は、地縁により構成されるという特性から、市民に最も近い団体として、地域内の身近な課題解決に取り組むとともに、市民が世代や性別を問わず連携や協力をしやすくするため、活動に関する情報を積極的に提供するよう努めることなどを規定します。

第6条（市民活動団体の役割）

市民活動団体は、町内自治会が地域内の身近な課題解決を図るのに対し、市民活動団体はその活動する分野における知識や専門性を生かし、まちの課題解決に努めることなどを規定します。

第7条（地域運営委員会の役割）

地域運営委員会は、各構成団体の活動が円滑で効果的に行われるよう情報共有するための環境づくりに努めるほか、地域課題の調査・把握、まちづくりのための企画や具体的な取組を行うよう努めることなどを規定します。

第8条（事業者の役割）

事業者は、地域の一員として地域との調和を図り、地域活動への協力に努めるほか、従業員が自ら居住する地域の地域活動に参加することへの配慮に努めることなどを規定します。

第9条（市の責務）

現行では、市民の意見や提案の的確な把握と施策への反映、市政に関する情報の積極的な提供等について規定されていますが、新たに市民自治の積極的な推進や、市民から発信された自ら解決できない課題等への協力や支援に可能な限り努めることなどを加えます。

第10条（市民自治の推進）

市民自治を継続的に推進するための市の取組を規定します。町内自治会や市民活動団体と地域運営委員会の設立や活動への支援、その活動への参加促進、市民等が連携するための調整などに努めることとします。

第11条以降については、内容に大きな改正はありません。一部条文の新設に伴う条ずれへの対応や、表現を「ます」体に統一します。

【条文構成の比較】

	現行条例		改正条例案
前文	市民参加、協働を推進		市民参加、協働に加え、市民自治を推進(変更)
第1条	目的		目的(変更)
第2条	定義		定義(変更)
第3条	基本理念		まちづくりの基本理念(変更)
第4条	市の責務		市民の役割(変更)
第5条	市民の役割		町内自治会の役割(新設)
第6条	市民参加の手續		市民活動団体の役割(新設)
第7条	パブリックコメント手續の対象		地域運営委員会の役割(新設)
第8条	パブリックコメント手續の実施		事業者の役割(新設)
第9条	附属機関の委員		市の責務(変更)
第10条	協働の推進		市民自治の推進(新設)
第11条	市民の意向の把握		協働の推進
第12条	実施計画		市民参加の手續
第13条	実施状況の公表		パブリックコメント手續の対象
第14条	推進会議の設置		パブリックコメント手續の実施
第15条	所掌事務		附属機関の委員
第16条	組織		市民の意向の把握
第17条	委任		実施計画
第18条			実施状況の公表
第19条			推進会議の設置
第20条			所掌事務
第21条			組織
第22条			委任

4 今後のスケジュール

この条例案に関するパブリックコメントを年度内に実施したいと考えています。